

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	米子市 (31202)
地域名 (地域内農業集落名)	大高・県地区 (新市、上市、小市場、下市場、上市場、榎小路、大本坊、前田、石田、浅山、岡成、新良路、上泉、下泉、下郷、上福万、石州府、栄開拓、中福万、下福万、日下、河岡)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載しております。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	381.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	381.1 ha
② 田の面積	271.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	68.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	68.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	15.2 ha
⑥ 区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	174.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	29.0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載しております。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載しております。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

当地区は、農振農用地内の約13%が担い手(認定農業者11名、認定新規就農者2名、他2名)、その他は兼業農家等によって営農されている。主に食用米及び飼料用米を生産する水稻単作が中心であるが、大豆や白ネギ等の野菜類の栽培も行われている。また、石州府地区では、梨や柿等の果樹栽培が盛んである。今後は農業者の高齢化や農業者不足により耕作地の減少が進んでいく一方で、新たに担い手が営農する農地面積は限られており、耕作放棄地の増加が懸念されている。また、個人農家で農業用機械を購入することが難しくなっており、一部地域では農業用機械を共同利用する組織などを立ち上げている。

農地について、大型化する農業機械に対して、平均農地面積(農地1筆あたり)が約12.4aと小さく、水が不足する等により利用しづらい農地が点在している。

農用地の保全については、2団体で多面的機能支払交付金事業を活用し、地域の約32%にあたる122haの農用地の保全管理に務めている。

【課題】

農地によっては畦畔が多いことにより、草刈り作業に時間を要するが、高低差や道路・水路がある等により大区画化が容易でない区域があるため、農地の大区画化を目的とした基盤整備事業の活用を検討する必要がある。また、経年劣化している水路、用水路、取水堰等のインフラの再整備を検討する必要がある。

農業者の高齢化や農業者不足が進んでおり、「次世代の農業を担う若い農業者をどのように確保していくか」、「農地をどのように利用するのか」を検討する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方

今後も担い手を中心として、主に主食用米及び飼料用米を生産する水稻栽培、梨や柿等の果樹栽培、白ネギや大豆等の野菜栽培を継続する。水が不足する水田は、大豆への転作及び畑地化などの対策を検討し、必要であれば整備事業についても検討する。今後も農地を守っていくためには限られた人材で効率的な農業を目指す必要があるため、営農の効率化及び省力化を促進する。また、新規就農者を積極的に受入し、新たな担い手の確保に繋げる。

農用地の保全については、今後も継続的に多面的機能支払交付金事業を活用し、適正な農用地の保全管理をおこなう。未実施地区については、事業実施により農地保全をおこなう地域を増やす。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の大区画化(1筆あたり1.0ha程度)を目的とした基盤整備事業の実施や、担い手同士で定期的に協議し、農地の流動化をおこなうことにより、担い手への農地の集積及び集団化を促進し、営農の効率化及び省力化を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	13.0	%	将来の目標とする集積率
			17.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
可能な限り担い手の農地の団地数、飛び地の農地を減らし、農地の団地化を行う。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
当地区の担い手への農地の集積、集約化に向けて、認定農業者等の担い手同士で農地利用について毎年協議を行う。また、離農等により耕作放棄地が発生した場合には、所有者・耕作者の意向を踏まえ、担い手へスムーズに農地の集積ができるようにする。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	
原則として、当地区内の農地の貸し借りについては農地中間管理機構を活用する。また、農地中間管理機構等の関係機関と協力し、担い手への農地の集積及び集団化を加速させる。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	
営農の効率化及び担い手への農地の集積及び集団化を加速させるため、インフラの再整備を含めた農地の大区画化を目的とする基盤整備事業の活用を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
他産業の農業参入の推進と中小の兼業農家へのサポート体制の強化を検討する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
作業の効率化が期待できる除草、防除作業等は、農業支援サービス事業者の活用を検討する。また、農繁期の人手が必要な時期には、水路掃除等で人材派遣サービスの活用を検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載しております。)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
⑤石州府地区で柿や梨等の栽培を継続する。				
⑦多面的機能支払交付金事業を継続的に活用し、適正な農用地の保全管理活動をおこなう。未実施地域については事業の活用を検討する。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			4年後 (目標年度:令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	農業者A	水稻・野菜	14.8 ha	ha	水稻・野菜	23.9 ha	ha		
認農	農業者B	水稻・野菜・果樹	1.2 ha	ha	水稻・野菜・果樹	1.2 ha	ha		
認農	農業者C	水稻	7.2 ha	ha	水稻	8.1 ha	ha		
利用者	農業者D	水稻	3.7 ha	ha	水稻	3.7 ha	ha		
認就	農業者E	野菜	0.5 ha	ha	野菜	0.5 ha	ha		
認農	農業者F	水稻	1.3 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha		
認農	農業者G	野菜	0.2 ha	ha	野菜	0.2 ha	ha		
認農	農業者H	水稻・野菜	7.6 ha	ha	水稻・野菜	7.5 ha	ha		
利用者	農業者I	野菜	3.8 ha	ha	野菜	3.6 ha	ha		
認就	農業者J	野菜	0.3 ha	ha	野菜	0.3 ha	ha		
認農	農業者K	水稻	0.5 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha		
認農	農業者L	野菜	4.4 ha	ha	野菜	4.4 ha	ha		
認農	農業者M	果樹	1.0 ha	ha	果樹	1.0 ha	ha		
認農	農業者N	野菜	3.1 ha	ha	野菜	3.1 ha	ha		
認農	農業者O	野菜	0.0 ha	ha	野菜	3.6 ha	ha		
計	15経営体		49.6 ha	0 ha		64.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載しております。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載しております。

3:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載しております。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めております。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)